

12月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致
○…賛成多数
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議 案 の 内 容	
総務文教常任委員会			
第81号議案	朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第82号議案	朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例の一部を改正する条例の制定について	西日本電信電話株式会社が平成27年2月28日でオフトーク通信サービスを終了し、同年3月1日から同等サービスを提供することに伴い、規定の整備を行うもの。	◎可決
第83号議案	朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与の改定を行うもの。	◎可決
第88号議案	朝倉市いじめ防止対策推進条例の制定について	いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、いじめの防止等のための対策の推進に関して定めるもの。	◎可決
第91号議案	財産の処分について(建物)	おくんち保存会に財産(元・蜷城保育所の建物の一部)を無償で処分するもの。	◎可決
第94号議案	指定管理者の指定について(朝倉地域体育施設)	朝倉市朝倉体育センター、朝倉テニスコート、朝倉球場及び朝倉ゲートボール場の指定管理者を指定するもの。 指定管理者 株式会社クリーン商会 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	◎可決
環境民生常任委員会			
第80号議案	平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)について		◎可決
第84号議案	朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険の健全運営のため、国民健康保険税の税率を改定するもの。	◎可決
第85号議案	朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第86号議案	朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第87号議案	朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康保険法施行令等の一部を改正する政令により健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行うもの。	◎可決
第89号議案	朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもの。	◎可決
第90号議案	朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定について	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員等の基準を定めるもの。	◎可決
第92号議案	権利の放棄について(貸付金に係る返還請求権)	朝倉市住宅新築資金の債務者及び連帯保証人が死亡したこと並びに民法の規定に基づく相続人の相続放棄または死亡により、返還請求権を放棄するもの。	◎可決
第95号議案	指定管理者の指定について(老人福祉センター)	朝倉市朝倉老人福祉センター及び杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するもの。 指定管理者 社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	◎可決
建設経済常任委員会			
第93号議案	市道路線の認定について	長田町3号線、松木・向川原1号線、木和田・口ノ原1号線	◎可決
第96号議案	指定管理者の指定について(川の駅原鶴)	朝倉市川の駅原鶴の指定管理者を指定するもの。 指定管理者 公益社団法人朝倉市シルバー人材センター 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	◎可決
その他			
第79号議案	平成26年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)について		◎可決
意見書案第10号	国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出について		◎可決
発議案第4号	朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について		◎可決
発議案第5号	朝倉市議会基本条例の制定について		◎可決

分かりやすい 開かれた議会の実現へ 朝倉市議会基本条例 を可決しました

基本条例の概要

国の権限や財源を住民に身近な市町村や県に移し、全国画一的な施策ではなく、多様化したニーズ、緊急性や重要性に因應する行政を確立することを目的とした地方分権が進んだ今、地方公共団体議会の役割が広がり、責任が増しています。議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会自らが不断の改革を続け、市民の負託に応えることを全議員で決意し、平成26年第4回定例会において議会基本条例案を上程し、可決しました。議会基本条例は、朝倉市議会が行政に対して監視や積極的な政策の立案、また審議を尽くして議案を決すという責務や役割を果たすために議会の基本ルールを定めるものです。市民のための議会である

朝倉市議会基本条例制定までの経過

平成25年6月	議会改革推進委員会設置 議会基本条例の策定を提言・検討開始
7月	条例の内容検討
8月	～
平成26年2月	条例の骨子・素案を協議
4月	条例素案の法制協議
5月	議会基本条例の素案完成
6月	逐条解説・実施要綱等作成開始
8月	パブリックコメントの実施
10月	パブリックコメント意見集約・協議 議会報告会開催（議会基本条例の説明） 議会報告会意見集約・協議
12月	議会基本条例（案）完成
平成27年4月	議会基本条例上程・可決 議会基本条例施行

ことを第一に考えて「市政の発展と市民福祉の向上」を条例の目的としています。

議会基本条例の中から主な内容を抜粋して説明します。



第6条 議会懇談会

現在、年1回3会場で開催している議会報告会に加え、議会において政策提言に反映させることを目的として、市民の声をより多く聞くため意見交換の場を設けることについて定めています。

今後、実施要綱を作成し、議会懇談会を実施していく予定です。

第7条 議案に対する賛否の公表

これまであさくら市議会だよりでは、議案に対する各議員の賛否の結果を公表していませんでした。

開かれた市議会にするために各議員の賛成または反対の意思表示を原則として公表することを定めています。

第8条第3項 反問権

議会の一般質問では、議員から執行部に対し質問することは認められています。執行部から議員への質問は認められていませんでした。

論点・争点を明らかにすることで市民に分かりやすいものとするため、論点整理のために一般質問を行った議員に対する反問を認めています。

第13条 政策研究会

市政に関する重要な施策や課題について、議員間の共通認識及び合意形成を図り、政策立案等を推進し、調査研究する場として政策研究会を設置し、議員の資質向上に努めます。

第18条 議会改革推進委員会

議会では、今までも議会改革推進委員会を設置し、議会改革に取り組んでいました。

今回、改めて議会改革推進委員会の設置を定め、環境の変化にも即応した議会改革に継続して努めます。

追跡 あの問題 あの問題 どげんなった?

議会での一般質問が市政にどう反映されたか。その後を追います。

現在、複数のスポンサーのご協力により、「雑誌スポンサー制度」が導入されています。今後も図書館の充実に期待します。



Q 図書館運営の充実のため、図書館の雑誌購入代金をスポンサーに負担してもらい、その提供雑誌のカバーにスポンサーの広告を表示することで、新たな財源の確保と雑誌コーナーの充実を図る「雑誌スポンサー制度」に取り組んでもらいたい。

A 導入に向け検討したい。
市民の雑誌に対するニーズも高まり、多様化している。それに応えるためにも制度導入を行い、購入予算の余分が出た分を雑誌タイトルの増加に充てたい。

→多目的トイレ工事中
(平成26年12月)の
三奈木コミュニティセンター

→上秋月コミュニティセンター
のスロープ

多目的トイレを安川コミュニティセンターと三奈木コミュニティセンターに設置工事中です。

また、上秋月コミュニティセンターにスロープを設置し、今後は安川コミュニティセンターにも設置予定です。



Q 各地域の活動拠点としてコミュニティセンターの役割が多様化される中で、市民の利用も一段と多くなるのは当然であるが、バリアフリー化されていないセンターもあり、事務室の狭小など多くの問題を抱えている。

バリアフリー化などを行っていただきたいが。

A バリアフリー化については、今後調査した上で積極的に対応していきたい。

地域活性化政策の提言として

朝倉市議会では、これまで一般質問の中で、中山間地域などの農業振興策

- ・六次産業化政策
- ・ふるさと納税で特産品などのアピール
- ・70歳現役社会
- ・雇用政策
- ・農業振興地域の見直し
- ・官民一体型学校を検討して市外からの移住を

など、執行部に対し地域活性化への政策について質問を行うと共に提言を行ってきました。これらは多岐の分野にまたがる課題ですが、各分野でのひとつひとつの取り組みが確実に推進されなければ、地域の活性化にはつながっていきません。

市議会は、今後も朝倉市が一步踏み出すための提言を続けていきます。